

保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等の入園（利用）及び認定手続きについて

R8.7 作成

	利用または助成を希望する施設・事業	入園（利用）・認定手続き先	認定種別 ★は就労などの 保育の必要性が必要	無償化・大和市からの助成の主な内容
① 保育所等	認可保育所 地域型保育事業（小規模保育事業など） 認定こども園（保育所機能部分）	大和市ほいく課 ※申込期日は教育・保育施設等利用ガイドをご確認いただくか、 大和市ほいく課にお問い合わせください。 申込手続と認定手続は、同時に行うことが可能です。	2号認定★満3～5歳 3号認定★0～2歳 標準：11時間 短時間：8時間	3～5歳クラス：保育料無償化 0～2歳クラス：市町村民税の所得割額による 利用者負担額あり 市民税非課税世帯等の場合、 保育料無償化
② 幼稚園等	認定こども園（幼稚園機能部分）	幼稚園・認定こども園 ※入園手続の㍻切等は幼稚園・認定こども園にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要 です。	1号認定※満3～5歳 標準：4時間	保育料無償化
	新制度幼稚園			
	私学助成幼稚園		新1号認定※満3～5歳	月額 25,700 円☆を上限に助成
	認定こども園（幼稚園機能部分）、 新制度幼稚園、私学助成幼稚園 で行われる預かり保育事業	幼稚園・認定こども園 ※利用手続の㍻切等は幼稚園・認定こども園にご確認ください。 預かり保育利用料の無償化を希望する場合、認定開始希望日 の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要で す。	新2号認定★3～5歳 新3号認定★満3歳	3～5歳クラス：月額 450 円☆、月額 11,300 円☆を 上限に助成 満3歳クラス：月額 450 円☆、月額 16,300 円☆を 上限に助成 市民税非課税世帯等の場合のみ ※幼稚園・認定こども園の運営状況により、認可外保育施設等を 併用した際の利用料が対象となる場合があります。
③ 認可外保育施設等	企業主導型保育事業（地域枠のみ）	企業主導型保育事業 ※入園手続の㍻切等は企業主導型保育事業にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が 必要です。	2号認定★満3～5歳 3号認定★0～2歳 標準：11時間 短時間：8時間	企業主導型保育事業にご確認ください。
	大和市認定保育施設 認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリーサポートセンター事業 病児保育事業	各施設 ※入園・利用手続の㍻切等は各施設にご確認ください。 入園日・認定開始希望日の前月 20 日までに別途大和市ほいく 課に認定手続が必要です。	新2号認定★3～5歳 新3号認定★0～2歳	3～5歳クラス：月額 37,000 円☆を上限に助成 0～2歳クラス：月額 42,000 円☆を上限に助成 市民税非課税世帯等の場合のみ

※認定種別はそれぞれ次の内容を表しています。

1号認定：子ども・子育て支援法第19条第1号 2号認定：子ども・子育て支援法第19条第2号 3号認定：子ども・子育て支援法第19条第3号
新1号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第1号 新2号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第2号 新3号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第3号

※認定種別が異なる場合は、それぞれ認定手続が必要です。認定要件の詳細は、「教育・保育施設等利用ガイド」「幼稚園利用ガイド」でご確認ください。

※市民税非課税世帯等は、市民税非課税（均等割・所得割ともに非課税）世帯、生活保護世帯、里親またはファミリーホームに委託されている場合のいずれかに該当する世帯です。

※利用する施設を変更する場合には、上記とは別に手続が必要な場合がありますので、大和市ほいく課にお問い合わせください。

☆大和市から助成する上限額は、令和8年10月1日から次のとおり変更になります。

月額 25,700 円⇒月額 28,000 円、月額 450 円⇒月額 490 円、月額 11,300 円⇒月額 12,300 円、月額 16,300 円⇒月額 17,700 円、月額 37,000 円⇒月額 40,300 円、月額 42,000 円⇒月額 45,700 円

○問合せ先○

保育所等の申込・利用調整・一時預かりの利用に関すること	：	大和市 ほいく課 利用調整係	046-260-5607
認定手続（1～3号認定・新1～3号認定）に関すること	：	大和市 ほいく課 認定管理係	046-260-5628